

北九州市 児童福祉施設等

第三者評価 結果票

北九州市立東篠崎保育所

1 施設・事業所の概要

- | | | |
|-----|-----------|-----------------|
| (1) | 事業者名（法人名） | 北九州市 |
| (2) | 事業所名 | 北九州市立東篠崎保育所 |
| (3) | 設立年月日 | 昭和 38年 7月 日 |
| (4) | 定員 | 120名 |
| (5) | 所在地 | 小倉北区東篠崎1丁目10番1号 |
| (6) | 電話番号 | 093-941-6056 |

2 評価実施日

令和 8年 9月 2日

3 評価実施者

北九州市（北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会）

4 評価結果

総合評価

保育所は、北九州モノレール片野駅近くに位置し、2階建て園舎の周辺は公園や高齢者施設がある住宅街です。保育所専用の駐車場は狭小の上3台分しかない状況ですが、保護者の理解や協力を得ています。障害児保育や育児担当保育に熱心に取り組み、一人一人の子どもの人権を尊重する保育が行われています。また、「親子通園事業」においては、保育所での遊び・体験・相談を通じて継続した子育て支援を行っています。

I 子どもの発達援助

全体的な計画は、保育理念や保育の基本方針に基づき、子ども一人一人の発達、気持ちの受容、主体性の育ちを支える等の内容が各年齢を通して一貫性のあるものとなっています。指導計画は、全体的な計画に基づき子どもの年齢に応じて作成されています。保育の記録は整備され、必要な情報が職員に周知されています。

配慮を要する子どもについては、職員会議や所内研修、ケース会議等で子どもの様子や関わり方などが周知され、必要に応じて保護者や専門機関との連携が図られています。

健康管理については、保健・安全・衛生年間計画が作成され健康対策に取り組んでいます。健康診断や歯科健康診査、乳幼児健康診査、予防接種歴等については、職員で共有され必要に応じて受診を勧奨する等して保護者ととともに子どもの健康に考慮しています。また、感染症対応マニュアルを整備し、発生時には嘱託医から助言を受けたり、クラスごとの発生状況や予防方法を速やかに保護者に知らせたりしています。アレルギー疾患を持つ子どもについては、医師の「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」をもとに除去食を提供しています。食器の色やトレイを工夫し、職員間の確認を行い人的エラーを防止する対策が行われています。菜園活動で収穫した野菜を給食の食材として利用したり、クッキングを楽しんだり、発達や年齢に応じた食具の配慮等、食育への取組が行われています。

保育室には、温度計・湿度計が設置されており、換気も行われている等子どもが快適に過ごすことのできる配慮があります。また、各保育室や廊下には、身近な生き物の観察ケースや季節感のある子どもの作品が掲示されて温かな環境が整えられています。

保育士は子どもの遊びや生活を温かく見守り、一人一人の子どもの発達や生活リズム、心情に応じた適切な援助により、子どもが安心して落ち着いて生活したり、遊んだりできる雰囲気を作っています。また、定期的に遊びの環境の見直しや年齢や発達に合った玩具の選定を行い、子どもが主体的に遊びを展開し子ども同士のよりよい関係の構築を支える配慮があります。今年度は「みて・ふれて・やってみよう～体験から育つ言葉の芽」をテーマに体験を通して豊かな言葉が獲得できるよう保育所全体で実践が重ねられています。

子どもの人権やジェンダー平等の理解の意識を高めるために「人権擁護のためのセルフチェックリスト」の活用や、所内研修や日々の様々な取り組みに対する話し合いをして、実践につなげています。保護者に対しても保育所の取り組みを伝えて理解が得られるようにしています。

障害のある子どもについては、個別の指導計画を作成し、「発達障害児支援研修」等の研修に参加して、障害児の理解を深めよりよい実践に努めています。

II 子育て支援

保育業務支援システムに加え、保護者との日常的なコミュニケーションを通じて、信頼関係構築に努めています。日頃より保護者が気軽に相談できるような関係づくりに努め、保護者や子どもに変化がみられた時には、関係機関との速やかな連携が行われています。

未就園児とその保護者を対象とした地域の子育て支援「あっそびっましょ！」を定期的に開催し、子育て支援・育児相談を実施しています。

III 地域の住民や関係機関等との連携

区子育て部会等を通じて地域の関係機関と密に連携しています。保幼小連携担当者が小学校との連携会議を毎月実施するとともに、小学校や他保育所の職員による保育参観や保育参加を相互に行っています。日頃より近隣との関係づくりに努め、隣接する高齢者施設との交流が行われています。

研修を受講した担当者を定め、作成したしおりをもとに、実習やボランティアの受け入れを行っています。

IV 運営管理

保育理念や基本方針に基づき、中・長期計画、事業計画を策定、評価しており、全体的な計画へ反映させています。所長による個別の職員面談を年2回実施し、職員からの希望や意見を聴取して所内研修に反映しています。

安全・衛生管理に関わる各種マニュアルを整備し、職員への周知・徹底を図っています。ヒヤリハット報告書を活用し、職員が意見を言いやすく、風通しの良い組織作りに努めています。

評価対象ごとの評価（概要）

I 子どもの発達援助

一人一人の子どもの状況に配慮した保育が展開されているか、保育にふさわしい環境が整っているかなどを評価したものです。

評価対象	評価結果
発達援助の基本	計画・記録 全体的な計画は、保育理念や保育の基本方針に基づき、子ども一人一人の発達、気持ちの受容、主体性の育ちを支える等の内容が各年齢を通して一貫性のあるものとなっており、毎年評価、見直しが行われています。指導計画は、全体的な計画に基づいて作成され、計画に沿った保育実践が展開されています。 会議 職員会議や所内研修、ケース会議等で子どもの様子や関わり方などが周知され、日々実践に生かされ、必要に応じて保護者や専門機関との連携が図られています。
健康管理・食事	健康管理 保健・安全・衛生年間計画が作成され、健康対策に取り組んでいます。健康診断や歯科健康診査の結果については、保護者及び職員で共有しており、予防接種歴、乳幼児健康診査の受診状況についてはリストを作成しています。必要に応じて受診を勧奨するなど保護者とともに子どもの健康に考慮しています。 感染症 感染症対応マニュアルを整備し、感染症発生時には嘱託医からの助言を受けたり、クラスごとの発生状況や予防法を速やかに保護者に知らせたりしています。また、所内研修で感染症発生時の対応の確認や訓練が行われています。 食事 アレルギー疾患を持つ子どもについては、医師の「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」をもとに除去食が提供されています。除去食提供は、食器の色やトレイを工夫し、職員間の確認を行い、人的エラーを防止する対策が行われています。菜園活動で収穫した野菜を給食の食材として利用したり、クッキングを楽しんだり、発達や年齢に応じた食具の配慮等、食育への取り組みが行われています。
保育環境・保育内容	保育環境 保育室には、温度計・湿度計が設置されており、換気も行われている等子どもが快適に過ごすことのできる配慮がなされています。各保育室や廊下には、身近な生き物の観察ケースや季節感のある子どもの作品が掲示されたりして温かな環境が整えられています。保育士は、子どもに穏やかに語りかけ、子どもが落ち着いて生活したり遊んだりできる雰囲気を作っています。 保育内容 保育士は子どもの遊びや生活を温かく見守り、一人一人の子どもの発達や生活リズム、心情に応じた適切な援助や共感により、意欲を引き出す保育を行っています。定期的に遊びの環境の見直しや年齢や発達に合った玩具の選定を行い、子どもが主体的に遊びを展開し、子ども同士のよりよい関係の構築を支える配慮があります。また、今年度は「みて・ふれて・やってみよう～体験から育つ言葉の芽～」をテーマに体験を通して豊かな言葉が獲得できるように保育所全体で実践が重ねられています。 人権・性差 「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用したり、所内研修や日々の様々な取り組みに対する話し合いをしたりする中で、子どもの人権やジェンダー平等の理解や意識を高め、実践されるよう努めています。保護者に対しても保育所の取り組みを伝えて、理解が得られるようにしています。 障害児保育 障害のある子どもについては、個別の指導計画が作成され、ケース検討を行い、必要に応じて関係機関との連携をとりながら適切な関わりができるように取り組んでいます。また、「発達障害児支援研修」等の研修に参加し、障害児の理解を深めよりよい実践に努めています。

Ⅱ 子育て支援

子育てに関する保育所と保護者との相互理解や、地域における子育て支援の取組等を評価したものです。

評価対象	評価結果
入所児童の保護者の育ち支援	保護者との関係・虐待 保育業務支援システムに加え、保護者との日常的なコミュニケーションを通じて、信頼関係構築に努めています。クラス懇談時に障害のある子どもの情報を共有し、保護者の理解を促しています。 日頃より保護者が気軽に相談できるような関係づくりに努め、保護者や子どもに変化がみられた時には、関係機関との速やかな連携が行われています。
地域の子育て支援	地域支援・一時保育 未就園児とその保護者を対象とした地域の子育て支援「あっそびっましょ！」を定期的に開催し、子育て支援・育児相談を実施しています。市民センターで開催されるフリースペースや、まちづくり協議会との「子育てネットワーク会議」に参加することにより、地域の子どもの情報収集に努めています。 一時保育は非該当です。

Ⅲ 地域住民や関係機関等との連携

地域の最も身近な児童福祉施設としての役割を果たしているか、関係機関等との連携を図っているかなどを評価したものです。

地域の住民や関係機関・団体との連携	地域での役割・その他機関との連携 地域の関係機関等の情報は、必要に応じ、保護者へ保育業務支援システムもしくは紙媒体で提供されています。区子育て部会等を通じて地域の関係機関と密に連携しています。 年長の担任を保幼小連携担当者として、小学校との連携会議を毎月実施し、その内容を職員に周知しています。小学校や他保育所の職員による保育参観や保育参加を相互に行っています。 駐車スペースが狭いという立地上の課題に対し、日頃より近隣との関係づくりに努めています。 高齢者施設が隣接しており、園児と高齢者との交流が行われています。
実習・ボランティア	実習等の受入 研修を受講した担当者を定め、作成したしおりをもとに、実習やボランティアの意義や方針、注意事項等について、事前オリエンテーションを実施しています。事前、事後には個別に対応する時間を設け、活動目的や希望を聴取するとともに、活動の振り返りを行っています。

Ⅳ 運営管理

保育に関する基本方針等が策定されているか、職員研修等の取組がなされているかなど、組織としての運営管理を評価したものです。

組織運営 基本方針	理念・方針 保育理念や基本方針は、直営保育所所長会議で策定、評価され、これに基づき、施設の中・長期計画、事業計画を策定、評価しています。これらはホームページや入所時のしおり等で保護者や地域住民へ周知しています。年度末には見直しを行い、全体的な計画へ反映させています。 保育の質の向上・研修 日頃より保護者が相談しやすいよう声かけを行うことで信頼関係構築に努めています。 所長による個別の職員面談を年2回実施し、職員からの希望や意見を聴取して所内研修に反映しています。各職員が受講した研修報告は、研修の内容だけでなく、自身の保育に生かしたい内容も含めて記載しています。
安全・衛生管理 情報提供 守秘義務の遵守	守秘義務・情報・安全 市で定められた「懲戒処分の指針」に基づき、倫理規定や倫理綱領を年2回職員で読み合わせ、周知、徹底を図っています。 入所時や年度開始時の懇談、見学の際に「保育所のしおり」を用いて、保育理念や保育内容、保育方法について説明を行っています。保護者への日常的な情報提供は、保育業務支援システムを活用しています。安全・衛生管理に関わる各種マニュアルを整備し、職員への周知・徹底を図っています。ヒヤリハット報告書を活用し、職員が意見を言いやすく、風通しの良い組織作りに努めています。

